

御岳県立公園の県立自然公園指定解除及び公園計画の廃止について

自然保護課

1 県立自然公園指定解除及び公園計画廃止の目的

御岳県立公園の国定公園化に合わせ、県立自然公園としての指定を解除するとともに、公園計画の廃止を行う。

2 現行の指定区域及び公園計画

「御岳県立公園区域及び公園計画書」（資料 5-2）のとおり

3 国定公園化の取組について

「御岳県立公園の国定公園化に向けた取組について」（資料 5-3）のとおり

4 県立自然公園指定解除及び公園計画の廃止の時期

国定公園の指定及び公園計画決定の日（官報告示日）と同日を予定

5 その他：御嶽山国定公園（仮称）の公園計画書（長野県・岐阜県素案）について

「御嶽山国定公園（仮称）指定書（素案）」（資料 5-4）及び

「御嶽山国定公園（仮称）公園計画書（素案）」（資料 5-5）のとおり

参考法令

長野県立自然公園条例（抜粋）

（指定）

第3条 長野県立自然公園（以下「県立自然公園」という。）は、知事が長野県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

2 前項の規定による指定は、その旨及びその区域を告示して行うものとする。

（指定の解除及び区域の変更）

第4条 知事は、県立自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 前条第2項の規定は、県立自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

（公園計画の決定）

第5条 公園計画は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

（略）

（公園計画の廃止及び変更）

第6条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

自然公園法（抜粋）

（指定）

第五条 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

2 国定公園は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴き、区域を定めて指定する。

3 環境大臣は、国立公園又は国定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

4 国立公園又は国定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

（略）

（公園計画）

第七条 国立公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県及び審議会の意見を聴いて決定する。

2 国定公園に関する公園計画は、環境大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聴いて決定する。

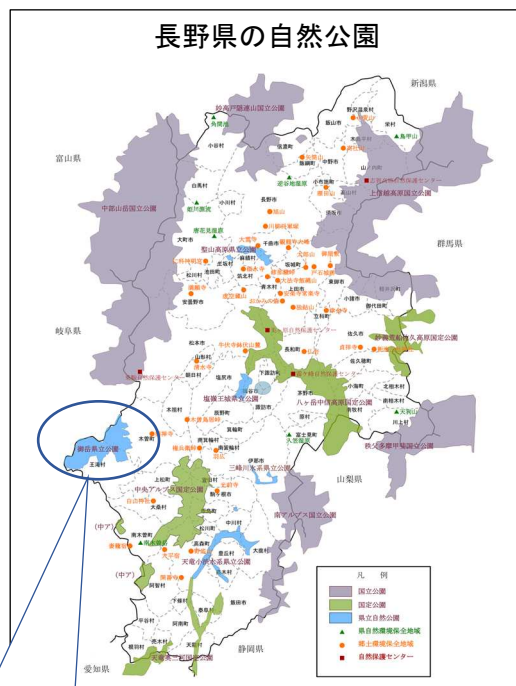
3 公園計画は、国立公園又は国定公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

4 環境大臣は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

5 環境大臣は、公園計画を決定したときは、その概要を官報で公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

参考 御岳県立公園の概要

公園指定日	昭和 27 年（1952 年） 3 月 3 日
公園計画更新日	令和 2 年 （2020 年） 3 月 26 日
公園面積	18,764ha
関係市町村	木曽町・王滝村
年間利用者	29.3 万人（令和 4 年度）



御岳県立公園の区域図

